# 『布類』の特別収集について

昨年の11月から資源ごみとしました「布類」 の特別収集を下記により予定しています。

- ■市街地区 5月下旬
- ■離島地区 6月下旬 「布類」の収集について は、ごみステーションで の収集は行わず、集会所 などを拠点にして、回収



を行います。回収日が近くなりましたら、集会 所や時間をお知らせいたします。

資源として回収できる「布類」についてご用 意をお願いします。

### ■資源となる「布類」

衣類、タオルなどで綿50%以上のものです。 洗濯をした後、透明な袋に入れてお持ちください。ボタンやファスナーははずさなくてもよいです。(これ以外の布類は、一般ごみで排出してください。)

## 『古紙類』の出し方について

- ①新聞とチラシは、一緒にしばってください ⇒チラシとは、新聞の折込チラシ、カタログ
  - に一枚もので入っているもの。
- ②雑誌、カタログ類は一緒にしばってください→カタログは、製本(本になっているもの)してあるもの。また、カタログ類の中に一枚もので入っているチラシは、のチラシで出してください。
- ③ダンボール
  - **→**ダンボールとは、断面 が波状になっているもの

で、ダンボール原紙で貼 【ヒモで十文字にしばる】 り合わせたものです。紙箱は一般ごみです。

### 4紙パック

→紙パックは、中を洗浄し、乾かし、しばって 出してください。中がアルミで加工してある ようなものは、一般ごみです。

# 生活環境課だより

▼ 問合せ先 ☎ 2-1211 (内線122・123)

# きれいな町づくり

町民みなさまの ご協力をお願いします

### 合併処理浄化槽設置整備事業について

町では、昨年から10カ年計画で、公共下水道 計画区域を除く町内全域を対象に、水質汚濁 を防止し、生活環境の保全を図る目的で「合併 処理浄化槽設置整備事業」を推進しています。

この事業は、合併処理浄化槽の設置を希望 される方を対象に下記の人槽区分毎に決めら れた額を補助金として交付し、設置の促進を 図る事業です。

対象地域/公共下水道事業計画区域を除く 行政区域(天売・焼尻・築別・曙・寿町の一部・中央・平・上羽幌・高台・汐見地区) 補助対象者/上記地域の方で、個人の専用 住宅で処理対象人員10人槽以下の合併処理 浄化槽を設置する方。

#### 補肋金額

人槽区分	限度額 ( 市街 )	限度額(離島)
5 人槽	375,000円	437,500円
6~7人槽	438,000円	511,000円
8~10人槽	555,000円	649,500円